

【重要事項説明書】

介護医療院（予防）短期入所生活介護サービスについて （2024年9月1日現在）

1. 保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の保険証全てを確認させていただきます。
また、お会計時にはお会計窓口にてお持ちの保険証全てを確認させていただきます。

2. 介護医療院サービス

利用期間が4日間以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

◇医療：

介護医療院は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

- ・要支援1 654円（個室利用：591円）
- ・要支援2 815円（個室利用：731円）
- ・要介護1 880円（個室利用：768円）
- ・要介護2 993円（個室利用：879円）
- ・要介護3 1,233円（個室利用：1,119円）
- ・要介護4 1,334円（個室利用：1,222円）
- ・要介護5 1,426円（個室利用：1,314円）

※利用料金の詳細は別紙をご参照下さい。

(2) 各種加算

加算名	金額
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/日
夜勤看護加算Ⅳ	7円/日
口腔連携強化加算	50円/月
療養食加算	8～24円/日
若年性認知症入所者受入加算	60～120円/日

認知症専門ケア加算Ⅰ	3円/日
認知症専門ケア加算Ⅱ	4円/日
排せつ支援加算Ⅰ～Ⅲ	10. 15. 20円/月
重度認知症疾患療養体制加算Ⅰ	40～140円/日
重度認知症疾患療養体制加算Ⅱ	100～200円/日
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100円/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円/月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日
緊急時施設診療費（緊急時治療管理）	518円/日
緊急時施設診療費（特定治療）	医科診報酬点数表に定める点数にて
外泊時費用	362円/日
他科受診時費用	362円/日
介護職員処遇改善可加算	他に算定した単位数の8/1000～26/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	他に算定した単位数の51/1000
介護職員特定処遇改善加算	他に算定した単位数の11/1000～15/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算	他に算定した単位数の5/1000

(3) 特別診療費

加算名	金額
感染対策指導管理	6円/日
褥瘡対策指導管理（Ⅰ）	6円/日
褥瘡対策指導管理（Ⅱ）	10円/月
初期入所診療管理	250円/回
重度療養管理	125円/日
医学情報提供Ⅰ	220円/回
医学情報提供Ⅱ	290円/回
特定施設管理	250円/日
重症皮膚潰瘍管理指導	18円/日
薬剤管理指導	350円/週
薬剤管理指導（疼痛）	50円/回
理学療法	理学療法（123円/回）、計画策定（480円/回）、管理指導（300円/月）、職員の専従配置2名（35円/回）
作業療法	作業療法（123円/回）、計画策定（480円/回）、管理指導（300円/月）、職員の専従配置2名（35円/回）
言語聴覚療法	言語聴覚療法（203円/回）、職員の専従配置2名（35円/回）
理学療法、作業療法又は言語聴覚療法に係る加算	33円/月
集団コミュニケーション療法	50円/回
認知症短期集中リハビリテーション	240円/日
精神科作業療法	220円/日

認知症精神療法	330 円/週
摂食機能療法	208 円/日

※介護保険の負担割合が 1 割負担の場合の金額となっております。

(4) その他の料金

- ① 食費 1 日当たり 1,836 円 (朝食 : 510 円 昼食 714 円 夕食 612 円)
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。)

- ② 居住費 (療養室の利用費) (1 日当たり)

- ・従来型個室 1,728 円
- ・多床室 437 円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

※上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階 (第 1 段階から 3 段階まで) の利用者の自己負担額については、下記をご覧ください。

利用者の所得段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
食費	300 円 (9,000 円)	390 円 (11,700 円)	650 円 (19,500 円)	1,360 円 (40,800 円)	1,836 円 (55,080 円)
居住費 (多床室)	0 円	430 円 (12,900 円)	430 円 (12,900 円)	430 円 (12,900 円)	437 円 (13,110 円)
居住費 (従来型個室)	550 円 (16,500 円)	550 円 (16,500 円)	1,370 円 (41,100 円)	1,370 円 (41,100 円)	1,728 円 (51,840 円)

※食費・居住費につきましては、利用者様の世帯収入に応じ、介護保険負担限度額認定証を獲得することができます。減額対象となる方は、お住まいの地域の市町村役所 (介護保険課) に申請し、「介護保険限度額認定証」を受け、当院受付までご提示をお願いします。

※減額対象の所得目安

利用者負担第 1 段階・・・市町村民税非課税者もしくは老齢年金受給者等

利用者負担第 2 段階・・・市町村民税非課税者で年金収入額等が年間 80 万円以下

利用者負担第 3 段階①・・・市町村民税非課税者で年金収入額等が年間 80 万円以上 120 万円以下

利用者負担第 3 段階②・・・市町村民税非課税者で年金収入額等が年間 120 万円超

利用者負担第 4 段階・・・上記内容に非該当の方

- ① 特別な室料 (1 日当たり)

- ・個室 1,632 円
- ・2 人室 1,473 円

- ② 理美容代 実費 (2,400 円～6,000 円程度)

- ③ その他 (利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等) は、別途資料をご覧ください。

内容	費用	備考
日用品費	106 円/日	シャンプー、ボディソープ、歯ブラシ等
教養娯楽費	158 円/日	クラブ活動費用、行事費用等
レクリエーション費	実費	リハビリ手工芸等の材料費等
テレビレンタル料	121 円/日	

電気代	55 円/日	1 日 1 種類につき (持込分)
病衣貸与	88 円/日	
イヤホン	341 円/本	
洗濯ネット代 ※ご家族対応不可の場合	2,090 円/	初回利用時に 2 枚 1 組で洗濯ネット をご購入いただきます。
洗濯代	990 円/回	
洗濯用ビニール袋	396 円	50 枚単位の費用となります。
理美容料	2,400~6,000 円/回	オプション利用にて費用が変動しま す。
口腔ケア用品	66~1,650 円	本単位もしくは箱単位の費用とな ります。
各種予防接種代	1,000 円~	
各種診断書料	1,100~6,600 円	
処置料	8,140 円/回	エンゼルケア (浴衣代を含む)
個室利用料	1,632 円/日	
2 人部屋利用料	1,473 円/日	

※1 料金表示は全て税込表示となっております。

※2 洗濯物は原則、ご家族様に対応していただいております。ただし、ご家族様の体調不良
等で洗濯が行えない場合は上記料金にて洗濯を行うことができます。

(5) 支払い方法

- ・毎月 10 日または 11 日に前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払
ください。お支払いいただきますと領収書が発行となります。
- ・お支払い方法は、現金、クレジット払い (一括でのお支払でお願いしております) 等が
あります。

個人情報利用目的

(2024年9月1日現在)

みどり病院介護医療院では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[みどり病院介護医療院内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供